

# 令和2年度 職長・安全衛生責任者教育の実施について

労働安全衛生法第60条により、事業者は「新たに職務につくことになった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く）」に対し同法及び同施行規則第40条に定める安全又は衛生の項目についての教育を行わなければならないことが義務づけられております。

このようなことから、当協会では、事業者に代わって、下記により職長教育を実施し、修了証を交付しております。この機会に対象者は是非受講し、事業場の安全管理体制を確立していただくようご案内致しますので、下記申込書にご希望の実施年月日をご記入頂きお申込下さいませようお願い申し上げます。

なお、建設業等においては職長が「安全衛生責任者」に選任されることが多いため、「安全衛生責任者」になるための教育を併せ実施致します。

## 記

- ①日 時 下記のとおり 定員50名
- ②場 所 当協会講習場（小城市三日月町）※会場の地図は添付しています。
- 講習科目 職長・安全衛生責任者教育カリキュラム
- 及び時間

	講習科目	講習時間	時間
1日目	①作業方法の決定及び労働者の配置に関する事	2時間	9:00
	②労働者に対する指導又は監督の方法に関する事	2.5時間	}
	③異常時、災害発生時における措置	0.5時間	
	④安全衛生責任者の職務等	1時間	15:00
	⑤統括安全衛生管理の進め方	1時間	17:00
2日目	⑥危険性又は有害性等の調査の方法、結果に基づき講ずる措置等(リスクアセスメント等)	4時間	9:00
	⑦異常時、災害発生時における措置	1時間	}
	⑧作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法	2時間	
	⑨労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法		

3 受講料	①職長教育 (上記講習科目④⑤免除)	会 員 13,080円(テキスト代380円(500円補助)(税込)を含む) 非会員 15,080円(テキスト代880円(税込)を含む)
	②職長・安全衛生責任者教育	会 員 15,340円(テキスト代1,040円(500円補助)(税込)を含む) 非会員 17,340円(テキスト代1,540円(税込)を含む)

テキスト代が変更した場合には、差額を申し受けることがありますのであらかじめご了承下さい。

※安全衛生責任者教育のみの実施は致しておりません。

- 受講手続 下記の「受講申込書」に必要な事項を記入し受講料を添え、現金書留又は直接来所の上、事前に申込み下さい。申込先 〒845-0031 佐賀県小城市三日月町堀江1721番地（一社）佐賀県労働基準協会 TEL 0952-37-8277 ※電話番号の掛け間違いにご注意下さい。
- 注意事項 ※テキストは初日に配布します。※当日の申込みは受理いたしません。

-----切-----取-----線----- (不足する場合はコピーをしてご使用下さい。)

## 令和2年度 職長・安全衛生責任者教育申込書兼受講票

申込日：令和 年 月 日 (会員・非会員) (どちらかを必ず○で囲んで下さい。)

月	日(曜日)	受講日	月	日(曜日)	受講日	月	日(曜日)	受講日
4	14(火)・15(火)		9	15(火)・16(水)		2	1(月)・2(火)	
5	11(月)・12(火)		10	15(水)・16(金)		3	1(月)・2(火)	
6	9(火)・10(水)		12	3(木)・4(金)				
7	21(火)・22(水)		1	7(木)・8(金)				

※受講日に○を付けて下さい。

※受付：午前8時半開始 ガイダンス：午前8時50分 講習：午前9時開始 ※科目の入替により時刻が変動する場合があります。

※持参するもの 受講票(上記の切取線以下)、上履き、筆記用具、消しゴム

標記講習【①職長教育】【②職長・安全衛生責任者教育】(左の番号を○で囲んで下さい)を受講したいので受講料 円を添えて申し込みます。

※受講申込受付後の「受講料」の払戻はいたしません。また、次回への変更も出来ませんので、代りの方の参加者の必要事項を記入した書類を添え受講日の3日前までにご連絡願います。

「入力のため太枠内のみ正確にもれのないようにご記入願います。」

事業場名	〒 ( )		TEL	受講番号
所在地				
連絡担当者氏名	課			
(フリガナ) 受講者氏名	生年月日	現住所		
①	S H 年 月 日			

(一社) 佐賀県労働基準協会 長 殿

《個人情報の取り扱いについて》

ご提供いただきました個人情報は、厳重な管理に努めており、目的以外に使用することはありません。